

# 鈴鹿市ホームページバナー広告掲載取扱基準

## (目的)

第1条 この取扱基準は、市が管理する鈴鹿市ホームページ（以下「市のホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

## (広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 バナー広告とは、ホームページ上に表示される画像広告で、画像をクリックすることにより特定のホームページにリンクするものをいう。

## (広告等の範囲)

第3条 市のホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容及びリンク先のホームページ内容の範囲は、鈴鹿市広告掲載要綱第3条及び鈴鹿市広告掲載基準の規定によるものとする。

## (広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル・横 120 ピクセル
- (2) 形式 GIF 又は JPEG
- (3) 容量 6KB 以下

2 前項に規定する以外の広告の規格は、別途定めるものとする。

## (広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ及び広告の位置は、市長が指定する。

- 2 掲載する広告の枠数は、トップページは 10 枠とする。
- 3 掲載する広告は、1 企業 1 枠までとする。

## (広告代理店)

第6条 バナー広告の募集は、広告代理店（以下「代理店」という。）を通じて行うものとする。

2 競争入札により、最高額の広告料を提示した代理店（以下「広告主」という。）

を落札者とする。

#### (広告料)

第7条 広告料は、広告主が見積もった額とする。

#### (広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (広告内容の変更)

第9条 広告内容は、3か月ごとに変更できるものとする。

#### (広告内容の審査)

第10条 鈴鹿市広告掲載要綱第7条第1項で定める鈴鹿市広告審査委員会は、広告主により示された広告内容等について、掲載の可否を審査するものとする。

#### (広告料の納入)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料を納入するものとする。

#### (広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

3 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとする場合は、変更を希望する日の1か月前までに、市長に広告原稿を提出するものとする。

#### (広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 広告掲載期間中に、第3条に規定する広告等の範囲を逸脱したとき。

(3) その他広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は一時停止した場合においては、市長

は、広告主に対しその賠償の責めを負わないものとする。

#### (広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、1か月前までに書面により市長に申し出るものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、市長は、納付済の広告料は広告主に返還しないものとする。

#### (広告料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができないときは、市長は、納付済の広告料の全部又は一部を広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告料は、掲載できなかった日数に応じた額とする。

#### (その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成24年2月1日から施行する。